

指導監査対象施設の概要

区 分		施 設 の 概 要
児 童 福 祉 施 設	保育所	保護者の委託を受けて、保育が困難な0歳から就学前までの子どもを保育します。
	認定こども園	保護者が働いている、いないにかかわらず利用可能な教育・保育を一体的に行う施設であり、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能も備えています。
	児童養護施設	保護者のない児童(特に必要な場合乳児を含む)、虐待されている児童等を入所させて養護し、併せて退所した者について、相談等の援助を行います。
	乳児院	乳児（特に必要な場合幼児を含む）を養育し、併せて退院した者について、相談等の援助を行います。
老 人 福 祉 施 設 ・ 保 護 施 設 等	養護老人ホーム	原則として、65歳以上の人で、経済的理由や環境上の理由により居宅で生活することが困難な高齢者を養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導その他の援助を行います。
	軽費老人ホーム	原則として60歳以上の人で、身体機能の低下等により自立した日常生活に不安があり、家族の援助を受けることが困難な人に、無料又は低額な料金で、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与します。
	救護施設	身体や精神に重い障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所の対象とし、生活扶助を行います。